

別記1号様式

死 亡 獣 畜 处 理 指 示 書

発行番号		所有者 (管理 者)	住 所		氏 名		
			市・町 村				
畜 種	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日 (又は 年令)		20 年 月 日 (才)			
名 号 及び品種	♂・♀・去勢		総 体 重	kg (死亡獣畜の 合計頭数)	頭		
個体識別番号			病名 又は 死因		死 亡 年月日	20 年 月 日	
						区分 死亡 処分	
死亡牛のBSE検査に 関する確認事項		<input type="checkbox"/> 要	症状又は疾患	<input type="checkbox"/> 特定症状	<input type="checkbox"/> 7疾患	<input type="checkbox"/> 8疾患	<input type="checkbox"/> BSE関連症状
		<input type="checkbox"/> 否					
(指示及び特記事項)				(3) 処分			
1 腐敗状況(軽度・中度・重度)				a 殺処分指示			
2 抗生物質等の出荷制限(未使用・期間中・期間外)							
3 処理に関する指示事項				b 所有者及び業者への指示			
(1) 死体処理先()				(禁放血死・その他)			
(2) 死体処理方法(解体・その他)				4 その他()			
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。				住所(又は所属団体) 連絡先電話番号			
発行年月日 20 年 月 日				獣医師氏名			

死亡獣畜処理指示書の取扱いの留意事項

- この死亡獣畜処理指示書は、畜主又は管理者等の依頼により、発行するものであるが、これら依頼者が、死亡獣畜を処理業者に処理を依頼する場合にのみ発行する。
- 発行番号は、発行獣医師または、診療所単位に年度の通し番号とする。
- 総体重は、一回の指示による死亡獣畜(多頭数を一度に指示できる)の合計推定重量とし、頭数を記入する。ただし、BSE検査対象牛にあっては、一頭ごとに発行する。
- 指示及び特記事項の死体処理方法で、その他とは、解体以外の焼、埋却等を依頼する場合その処理方法を記載する。
- 処分の場合、その場所等処理に関する留意事項を記載する。
- 牛については必ずBSE検査の要否を記入し、検査を要すると判断した牛については、その判断の根拠となる症状又は疾患として、当てはまる項目にレ点を記入すること。症状又は疾患の詳細は、次のとおりとする。

〔特定症状〕

- 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| i 興奮しやすい | iv 哺乳時の持続的な蹴り |
| ii 音、光、接触等に対する過敏な反応 | v 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し |
| iii 群内序列の変化 | vi 扉、柵等障害物におけるためらい |

- 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

〔7疾患〕

ヒストフィルス・ソムニ感染症・リステリア症・大脳皮質壊死症・脳炎・脳脊髄炎・髄膜炎・全身に異常が見られる中枢神経麻痺又は中枢神経系腫瘍

〔8疾患〕

低カルシウム血症・マグネシウム欠乏症・乳熱・末梢神経系腫瘍・閉鎖神経麻痺・大腿神経麻痺・坐骨神

経麻痺・その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛

[B S E 関連症状]治療の効果が期待できない次のいずれかの進行性の行動変化であって、感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因では説明できないもの。

沈鬱・緊張・目・耳の左右非対称かつ過剰な動き・流涎の増加・鼻を舐める動作の増加・歯ぎしり・振戦・過剰な発声・パニック反応・過剰な警戒

7 獣医師は、依頼を受けた飼養者に対し、手交の他、電子的な手法（F A X等）により死亡獣畜処理指示書を交付することができる。

8 死亡獣畜処理指示書を発行した獣医師は、記載内容の記録を保管し、保健所が行う処理施設等への立ち入り指導、調査に必要な場合は提示すること。